ニホンジカの保護・管理に関する最近の動向について

1. 捕獲の状況

近年、ニホンジカの狩猟による捕獲数は増加傾向であり、2012 (平成24) 年度をピークに平成25年度はやや減少した。一方、許可捕獲(有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく数の調整)による捕獲数は増加し、総捕獲数は増加し続けている。2010 (平成22) 年以降は許可捕獲が全体の半数以上を占めるようになった。(図1)。

性別の捕獲数は、2007 (平成 19) 年度以降メスの捕獲数がオスの捕獲数を上回り、2013 (平成 25) 年度の性別が不明の捕獲数を除くメスの捕獲数は 57%であった。2007 (平成 19) 年度以降の性別が不明の捕獲数は全体の捕獲数の 10%前後で推移している (図 2)。

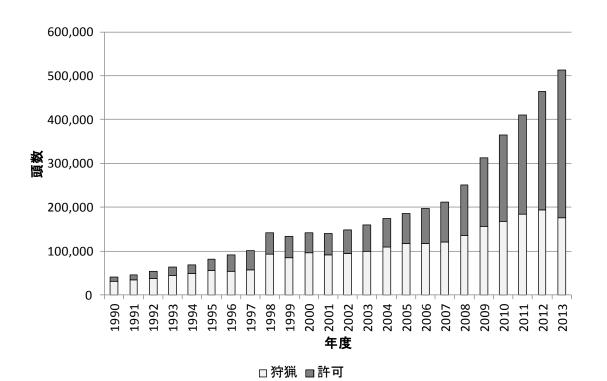


図1 ニホンジカの捕獲区分別捕獲数の推移 (鳥獣関係統計より)

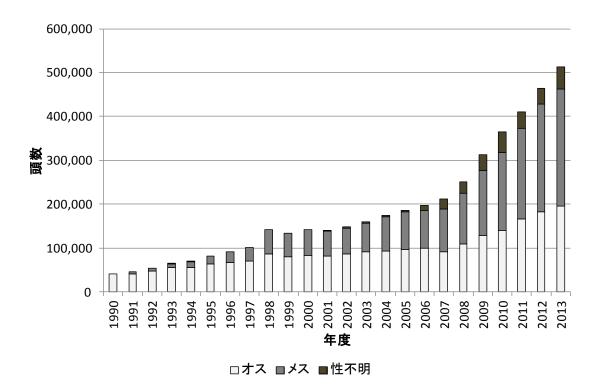


図 2 ニホンジカの性別捕獲数 (鳥獣関係統計より)

2. 分布状況等

分布域は、特に北海道・東北地方や北陸地方において急速に拡大していることが示された。また、かつてから分布していた、関東山地から八ヶ岳、南アルプスにかけての地域や 近畿北部、九州では、高い生息密度の状態であると推定された(参考資料 1)。

3. 狩猟者の状況

狩猟者登録数は 1990 (平成 2) 年には 25 万人を超えていたが、ほぼ一定の比率で減少しており、2010 (平成 22) 年には 15 万人を下まわった。この減少は、銃猟免許者の減少によるものである。逆に網・わな猟免許者(その多くはわな猟免許者)は少しずつ増加している。(図 2)。

狩猟者の年齢構成は著しく高齢化が進んでおり、1990(平成 2)年には 60 歳未満が 8割を占めていたが、20年後の 2010(平成 22)年には全体の 3分の 1程度に減少し、60 歳以上が 3分の 2 を占めるに至っている。一方で、わずかではあるが平成 20 (2008)年度以降は $20\sim29$ 歳の狩猟免許交付数が年々増加している (図 3)。

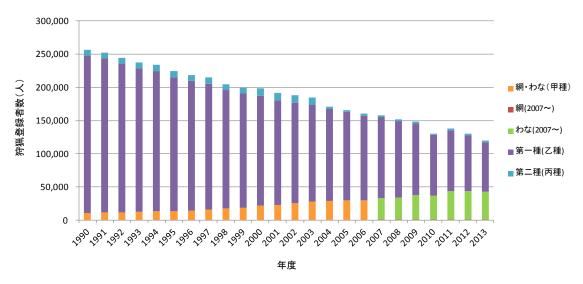


図3 狩猟登録者数の推移 (鳥獣関係統計より)

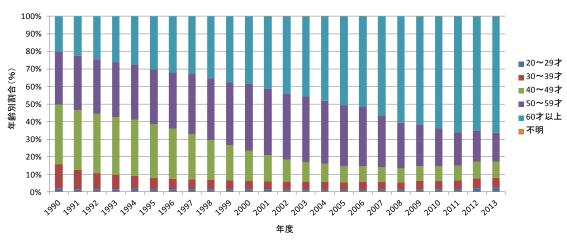


図 4 年齢別狩猟免許交付状況 (鳥獣関係統計より)

4. 被害の状況

農林水産省によれば、近年の獣類による農作物被害金額のうち、全体の 4 割以上がニホンジカによるものである。ニホンジカによる農作物被害面積は、2006(平成 18)年度以降は増加の傾向を示し、2012(平成 24)年度頃まで高止まり、以降微減となっていた(図 5)。

ニホンジカによる森林被害面積は、獣類による森林被害面積の 7 割以上を占める。森林被害面積は、1999 (平成 11) 年度から 2005 (平成 17) 年度までは横ばい傾向にあったが、 2006 (平成 18) 年度以降は再び増加傾向を示した (図 6)。

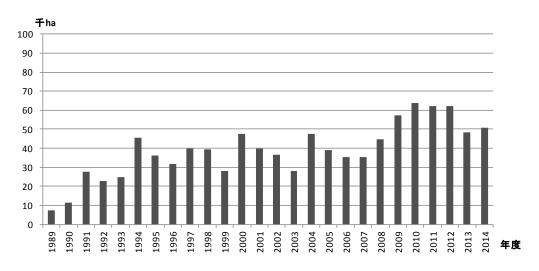


図 5 ニホンジカによる農作物被害面積の推移 (農林水産省ホームページデータより作成)

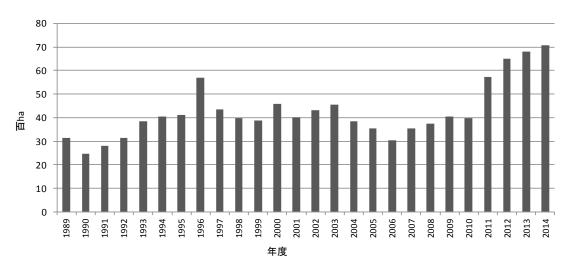


図 6 ニホンジカによる森林被害面積の推移 (林野庁ホームページデータより作成)

5. 第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

分布の拡大域である富山県では、新たに第二種特定鳥獣管理計画が策定された(参考資料 2)。

6. 鳥獣法改正による、新たな事業や制度の創設・導入

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要なことから、鳥獣法改正により、 都道府県等が指定管理鳥獣の捕獲等を実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と、鳥獣の捕獲を する事業者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設・導入され、夜間 銃猟等に関する特例も設けられた。

指定管理鳥獣捕獲等事業の対象となる、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定 管理鳥獣には、ニホンジカとイノシシが指定された。2015 (平成27) 年度以降にニホンジ カを対象に指定管理捕獲等事業を実施または実施予定の自治体は32である(参考資料3)。 イノシシと比べると、指定管理捕獲等事業を実施している、あるいは実施を予定している 自治体は多い。